

第87回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成31年3月5日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕	代表監査委員	樫本忠美
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 施政方針について
日程第 5. 議案第 3 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 6. 議案第 4 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について
日程第 7. 議案第 5 号 町道路線の認定について
日程第 8. 議案第 6 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
日程第 9. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）
日程第 10. 議案第 8 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11. 議案第 9 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 10 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 11 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 14. 議案第 12 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 15. 議案第 13 号 佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例について
日程第 16. 議案第 14 号 佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例について
日程第 17. 議案第 15 号 佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例について
日程第 18. 議案第 16 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 19. 議案第 17 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 20. 議案第 18 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 21. 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について
日程第 22. 議案第 20 号 佐用町夜間照明施設条例を廃止する条例について
日程第 23. 議案第 21 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 24. 議案第 22 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 25. 議案第 23 号 佐用町債権管理条例の制定について
日程第 26. 議案第 24 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
日程第 27. 議案第 25 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 28. 議案第 26 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 29. 議案第 27 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 30. 議案第 28 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 31. 議案第 29 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 32. 議案第 30 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

- 日程第 33. 議案第 31 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）
について
- 日程第 34. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 35. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 36. 議案第 34 号 平成 31 年度佐用町一般会計予算案について
- 日程第 37. 議案第 35 号 平成 31 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
- 日程第 38. 議案第 36 号 平成 31 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
- 日程第 39. 議案第 37 号 平成 31 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 40. 議案第 38 号 平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
- 日程第 41. 議案第 39 号 平成 31 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について
- 日程第 42. 議案第 40 号 平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 43. 議案第 41 号 平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案につ
いて
- 日程第 44. 議案第 42 号 平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
- 日程第 45. 議案第 43 号 平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
- 日程第 46. 議案第 44 号 平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
- 日程第 47. 議案第 45 号 平成 31 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
- 日程第 48. 議案第 46 号 平成 31 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について
- 日程第 49. 議案第 47 号 平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
- 日程第 50. 議案第 48 号 平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について
- 日程第 51. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 52. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 53. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 87 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、平成 31 年度各会計予算案 15 件を始め、条例の一部改正などの議案 21 件、平成 30 年度各会計補正予算案議案 10 件の計 46 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めて、おはようございます。

今年は、雪も本当に少なく、気象庁、長期予報のとおり暖冬となりました。

暦の上では、明日が、啓蟄ということで、いよいよ、そうした冬も終わり、春間近となつてまいりました。

平成 30 年度も、もう 1 カ月を切りまして、高校の卒業式が 2 月 28 日に執り行われて、また、中学校が 8 日、そして 20 日には小学校が卒業式ということで、非常に慌ただしい年度末の中ではありますが、本日、開会をいただきました 3 月定例議会には、次年度に向け

ての平成 31 年度当初予算案をはじめ、また、たくさんの議案を提案をさせていただく予定になっております。

それぞれ、大変お忙しい、慌ただしい中ではありますが、十分ご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、こここのところ非常に花粉症がひどくなりまして、今日も、ちょっと議場で大きなくしゃみをするのは、本当に失礼なので薬を飲んでまいりました。そうすると、口が乾いて、普段滑らかなんですけれども、なかなかしゃべれない、聞きづらいところがあるのではないかと思います。

今日は、たくさんの提案をさせていただきますので、ちょっと、心配なんですけれども、その点、ご容赦をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 87 回佐用町議会定例会を開会します。

また、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、代表監査委員であります。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1． 会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 　日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。1 番、金澤孝良君。13 番、平岡きぬゑ君。

以上の両君にお願いします。

日程第 2． 会期決定の件

議長（山本幹雄君） 　続いて日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 22 日までの 18 日間としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 22 日までの 18 日間と決定しました。

日程第 3． 行政報告について

議長（山本幹雄君） 　続いて日程第 3、行政報告に入ります。

まず、町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告1件をさせていただきます。

教育長の退任と、後任の人事についてでございます。

現、平田教育長においては、昨年9月に議会において、再任同意をいただき、現在、2期目を務めていただいておりますが、一身上の都合により退任願いが出され、これを受理いたしました。

また、先月26日に開かれた臨時教育委員会でも退任同意がなされましたので、3月末をもって退任することをご報告いたします。

なお、後任の教育長人事につきましては、13日の本会議の日に、人事議案を提出させていただき、最終日に同意議決をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

なお、次期教育長につきましては、平田教育長の残任期間となりまして、2年半の任期となることを申し添えたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 続いて、教育長から行政報告を受けます。教育長、平田秀三君。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。行政報告をさせていただきます。

学校・保育園の規模適正化について、2月20日の全員協議会において、三河小学校区・保育園委員会が2月22日に一定の方向性を出されると報告しておりましたので、その結果についてご報告いたします。

去る、2月22日、第7回規模適正化三河小学校区・三河保育園委員会が開催され、委員23人全員の参加のもと、南光小学校との統合が合議により決定いたしました。統合の時期は平成32年4月で、今後、三河小学校区及び南光小学校区の委員による規模適正化協議会を立ち上げ、統合、新校設置方式による合流に向けた具体的な協議に入ることとなりました。

なお、三河保育園につきましては、さらなる協議が必要ということで継続協議となり、次回、3月11日、第8回委員会が開催されます。

以上、学校・保育園規模適正化進捗状況についてのご報告といたします。

以上です。

議長（山本幹雄君） 以上で行政報告は、終わりました。

日程第4．施政方針について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第4、施政方針に入ります。

町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平成31年度に向けての施政方針について、申し上げます

せていただきます。

本定例会において、平成 31 年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、町行財運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げます。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援を、まず、賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、来年度は、30 年間続いた平成から新しい時代へと移り変わる、記念すべき年度でございます。

本町は、平成の 30 年間に、全国的大合併に伴う町政の歴史的改革や未曾有の大水害による厳しい試練からの復興など、町史に残る出来事を体験し、それを乗り越えてまいりました。この経験を生かし、新年度におきましても、長年にわたる先人の努力により守り築き上げられてきた多くの財産を有効に活用し、さらに、それらに磨きをかけ、次の世代へ、そして未来へ、希望を持って引き継いでいける佐用町を目指して、引き続き、町行財政運営に懸命に取り組んでまいる所存でございます。

まず、本町を取り巻く状況について。

本町の住民基本台帳人口は、12 月末現在で 1 万 6,973 人、1 年間で 377 人減少し、高齢化比率は、39.3 パーセントとなっており、1 パーセント、昨年より上昇しております。最新の社人研推計による本町人口は、2040 年に 1 万人を下回ると発表をされているところであります。

経済の分野においては、兵庫県の公表数値では、町内総生産額は平成 29 年度 521 億円対前年比マイナス 3.8 パーセント、経済センサスにおける平成 28 年町内事業所数は 910 件、前回平成 24 年調査時の 985 件に比べて 7.6 パーセント減少をしております。

地方交付税は、国の総額ベースで 16 兆 1,809 億円、約 1.1 パーセントの微増ではありますが、本町では、合併特例の逡減措置による縮減率が 70 パーセントになり、昨年度と比べて、理論上約 1 億 4,000 万円の減額となります。

日本経済において GDP は、過去最大規模となり企業収益も過去最高を記録する一方、地方の高齢化・人口減少は、加速度的に進み、経済も縮小をしている状況であります。

このような状況下にあっても、本町といたしましては、住民の皆様が末永く安心・安全に暮らし、子供を育て、未来を担う次世代への町を引き継いで行けるよう、昨年同様、1 つ目に、安全で安心して暮らせるまちづくり。2 つ目に、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実。3 つ目に、産業と観光の振興を、3 本の柱として、新年度予算を編成したところでございます。

それでは、平成 31 年度の町行財政運営について、基本方針を 3 つの柱ごとに申し上げます。

第 1 に、安全で安心して暮らせるまちづくりについてであります。町民誰もが安全・安心に暮らせる町を目指し、福祉や防災など各分野において、事業の充実を進めてまいります。

福祉の面では、町養護老人ホームの整備をはじめとした高齢者福祉の推進、休日・夜間診療等の安定運営に向けた支援の強化、予防接種や検診の充実など福祉及び健康づくりの推進に取り組んでまいります。

防災の面では、県当局、西はりま消防署や町消防団、また、各集落、自治体と連携し、防災力の強化を図り、また、救急・消防の機能向上を目指すとともに、町情報通信施設の整備を進め、災害時等の情報の確実、安定した通信環境を整えます。

また、道路・橋梁の改良及び下水道施設の統合など社会インフラの改善と長寿命化、また、効率化を図り、将来にわたって安心して暮らせる町づくりを目指し取り組んでまいります。

第2の将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実についてを申し上げます。

教育の面では、小中学校の空調設備の整備を事業繰越により引き続き進め、教育環境の早期の改善に努めます。

また、合併以後、小中学校及び保育園の規模適正化を図ってまいりましたが、子供たちの良好な教育環境を維持するため、慎重な地域協議のもと、引き続き適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

子育て支援においても、これまでの町独自の取り組みを継続するとともに、保育料無償化制度についても町独自で国の政策から、さらに充実したものとし、より良い子育て環境の推進を図ってまいります。

第3の産業と観光の振興についてを申し上げます。

農業面では、引き続き地域特産品の高付加価値化及び販売促進に取り組み、新しい農業経営を、推進をいたします。また、既存事業の推進及び見直しにより、農業の振興に取り組んでまいります。

林業面では、森林の管理と資源の活用など、既存事業の着実な取り組みに加えて、将来にわたる土地の適切な管理を目的とした放置された森林の公有化等に向けた取り組みを検討し、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減を図ってまいります。

商工業面では、引き続き商工会等関係団体との連携を密にし、事業者にとって有効な支援施策等の推進に取り組んでまいります。

観光面では、本町のさまざまな資源を有効に活用し、入込客数の増加を図り、また、地域産業の活性化につなげていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、第2次総合計画の基本計画の9つの節に沿って、平成31年度の主な施策を申し上げさせていただきます。

それでは、第1節、佐用の産業と観光・交流を創造するについてを申し上げます。

農業では、多面的機能支払交付金事業の広域化を実施し、効果的な運営による事業展開の推進を図ってまいります。

また、産地パワーアップ事業、特産物高付加価値化及び販売促進事業、中山間地域等直接支払推進事業など多様な事業を継続して実施し、農地集積化、農業集約化、生産規模の拡大、営農の推進、就農支援、農地の保全、担い手育成など、幅広く農業の振興に取り組んでまいります。

林業においては、森林環境譲与税制度の施行に伴い、森林所有者の実態とニーズ調査を実施し、その実態を把握するとともに、土地所有者の適切な管理が見込めない森林においては、これらの町有化を図ることで、森林保全による災害の軽減及び林業の振興等に結びつく施策の検討を進めたいと考えております。

また、引き続き、林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全育成を進めるとともに、佐用クリーンセンター焼却棟の撤去に合わせて木材ステーションの機能向上のための整備を実施し、運営の推進を図ってまいります。

商工業振興の面では、町商工会との協力体制のもと、中小企業者支援及び新規創業支援を継続して実施をし、商工業の活性化と地域経済の振興を目指してまいります。

観光面では、利神城跡の国指定を契機に「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」事業を引き続き推進して、本町の歴史的遺産を守り伝えるとともに、その魅力が観光及び地域振興につながるよう取り組んでまいります。また、ひまわり祭りやサイクリングイベント、大観望会など人気の各種イベントを継続して実施をして、町をPRすることで入込客の増加を図ってまいります。

町営の宿泊施設笹ヶ丘荘につきましては、送迎バス1台の更新及びWi-Fi環境を整備

し、お客様の利便性の向上を図ってまいります。

また、地籍調査事業につきましては、6区域、約8平方キロを、要望をしており、引き続き、この調査事業の推進に努めてまいります。

次に、第2節、佐用ならではの「資産」に磨きをかけるについてを申し上げます。

再生可能エネルギーの有効活用として、秀谷残土処分地に建設中の発電能力10メガワット規模の太陽光発電施設は、順調に建設が進んでおり、本年秋に供用開始の予定でございます。

歴史的環境面では、利神城跡国指定に伴い策定中の利神城跡保存活用計画を作成し、整備計画に結びつけてまいります。また、実施中の佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト関連事業として、町有財産となった平福の古民家の有効活用計画策定に取り組むなど、歴史的資産を生かした町活性化を進めてまいります。

平成30年度には、旧幕山小学校及びゆう・あい・いしいの有効活用が決定をして、既に旧幕山小学校では、地元地域づくり協議会による運営が始まっており、平成31年度には、民間事業者による、ゆう・あい・いしいの運営が開始をされる見通しとなっております。

次に、第3節の佐用を担う人を育て自己実現を支えるについて申し上げます。

教育環境の面では、平成30年度から取り組んでおります全小中学校各教室の空調施設整備については、早期着手の結果、スムーズな事業推進が可能となり、平成31年度への繰り越し事業により、全ての学校の整備が終了いたします。また、県下でも先進的な取り組みとして小学校に外国語教育指導員を配置し、外国語教育の積極的な推進を図ってまいります。

給食費の2分の1軽減、給食の質向上事業、小中学校の副教材費助成事業については、引き続き実施をし、学力の向上や健康づくり及び保護者の教育負担の軽減を図ってまいります。

図書館では、佐用町子ども読書活動推進計画に基づき、町内小中学校との連携を深め、図書館蔵書の貸し出しや読み聞かせなどを通して子供の読書活動の普及に取り組んでまいります。

スポーツの分野では、策定中の佐用町生涯スポーツ推進計画に基づき、町体育協会をはじめスポーツ推進委員との連携による生涯スポーツの普及並びにさようマラソン&ウォーク等のイベント開催によるスポーツの啓発など生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

次に、第4節の佐用の健康と福祉を創造するについてを申し上げます。

高齢者福祉の面では、町立養護老人ホーム朝霧園の移転工事を、実施をいたします。入所定員は50人、1人1部屋で入所環境を大幅に改善し、高齢者の皆様に安心して利用いただける施設づくりを目指してまいります。

また、南光、平福、三日月の地域福祉センターのトイレ改修を実施し、利用者の利便性の向上を図ります。

低所得者の負担軽減を図る介護保険低所得者利用減免事業、タクシー運賃助成制度、人材の確保と定着化のための福祉資格取得者助成事業、高年クラブ運営支援などさまざまな事業を継続して実施をし、高齢者福祉を推進して、高齢者の皆様が生きがいを持って明るく元気に暮らせる町を目指して取り組んでまいります。

救急医療体制の面では、郡医師会の協力のもと、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金により、町内で救急診療等に常時対応できる体制を維持するとともに、西はりま消防組合をはじめ町内外の医療機関等と連携をし、救命救急のネットワークの構築を維持し、安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

健康づくりの面では、感染症・予防接種の内容の見直し及びがん検診のABC検査の導入など、予防事業の充実を図るとともに、中学生までの医療費無料化を継続して実施をし、住民の健康づくりを推進いたします。

子育て支援では、保育関係の人材不足が全国的な問題となる中、子育ての経験を生かした地域全体での子育て支援の取り組みといたしまして、町独自の保育補助員制度を導入し、町内で研修を開催し、補助的に保育に携わる人材を養成して保育環境の充実を図ります。

また、本町では、国の幼児教育の無償化制度を、さらに充実したものとして、第1子で3歳児以上の保育料及び第2子の全年齢の保育料を無償とすることで子育て支援を、推進をいたします。さらに、2歳児以下の第1子については、兵庫県の新制度に合わせて支援をいたします。

次に、第5節の佐用に住みたい環境を創造するについてを申し上げます。

幹線道路網の整備では、姫新線播磨徳久構内の架道橋新設工事を継続して行い、平成31年度でJRへの委託工事が完了見込であり、予定どおり平成32年度完成を目指します。

公共交通の分野では、平成30年度にコミュニティバス・テクノ線車両の大型化を実施したところではありますが、平成31年度は高齢者の交通利便性の確保のため、さよさよサービス車両1台を、更新をいたします。

防災の面では、住宅耐震化の推進を図るため、住宅の耐震改修の支援を引き続き実施をいたします。

ため池の整備については、町内2カ所において県営事業により整備を実施いたします。

自主防災の面では、防災リーダー研修の実施や気づきマップ講習会等を引き続き開催をし、地域防災力の向上を目指してまいります。

非常備消防の面では、三日月第2機動分団のポンプ自動車1台を更新し、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住促進の面では、若者住宅新築応援金・若者住宅取得応援金・定住促進住宅家賃減免など引き続き実施をし、若者の住宅新築や住宅購入の支援及び子育て世代の定住を、促進をいたします。また、町内定住就職奨励金制度も引き続き実施をし、町内就職者の増加を図ってまいります。

生活環境基盤整備の面では、老朽化した水道管の更新を順次進めるとともに、生活排水処理については、将来を見据えた下水道施設の統廃合事業として、平成31年度は、三日月浄化センターの改築及び三日月浄化センター前処理施設建設を、実施をいたします。

平成29年度から実施中の情報通信設備の更新事業については、平成31年度に完成予定であり、平成32年開催の東京オリンピックは4K・8K対応でご覧いただけるよう、環境を整えてまいります。

定住促進事業では、空き家バンク登録制度を推進した結果、平成30年度中において販売・賃貸した件数が町外者10件、町内者7件となり、平成31年度においても、引き続き定住及び空き家対策として事業推進に取り組んでまいります。

次に、第6節の地域活動を支え協働を確立するについてを申し上げます。

平成30年度から地域づくり協議会活動の検証を行っているところではありますが、初年度は、各地域づくり協議会へのヒヤリングや協議会のあり方構築の方針を検討をいたしました。

平成31年度からは、あり方方針に沿って、地域づくり協議会与行政の体制や仕組みを整備して、専門アドバイザーや島根大学教授の協力を得ながら、協働のまちづくりを、さらに深化させ、地域づくり協議会の活性化の推進を図ってまいります。

次に、第7節、こころの共生社会を実現するについてを申し上げます。

一人一人が尊重され、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するには、人権意

識の醸成が不可欠でございます。人権に関しては、現代社会に生じる今日的な課題も含め、町広報や人権文化映画会などの啓発活動のほか、人権まちづくりフェスタや人権啓発ポスター展などの開催を通じ、人権文化の創造とその重要性を認識し、こころの共生社会の構築を推進してまいります。

また、男女共同参画の面では、女性の活躍を推進するために、生き方や働き方を支援するセミナー開催のほか、性別にとらわれず、だれもが生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、第8節、身の丈にあった行財政運営に取り組むについてを申し上げます。

町職員数については、定員適正化計画に基づき、定数適正化を進めてまいりましたが、さらに、人事評価制度を導入して、適正な評価による人事育成にも取り組んでおります。また、時代ニーズに応じた職場内外での研修を実施し、職員の資質向上と意識改革にも継続的に取り組んでおります。

普通交付税の状況は、合併特例の逓減措置により逓減率が50パーセンから70パーセントへと増加して、昨年度に比べて20ポイント減額が進む厳しい状況にあります。

このような状況にあっても、町老人ホーム朝霧園建設や佐用クリーンセンター焼却棟撤去工事、播磨徳久駅構内架道橋新設工事など大規模な建設事業等の影響により、平成31年度一般会計当初予算は、約129億5,600万円余りで、前年度から5億3,000万円の増額となっております。

本町では、効果的な事業実施及び経費の節減に取り組み、後年度負担の軽減も図るべく、繰上償還の実施や今後必要となる特定の目的を持った基金の積み立てにも計画的に取り組む、安定した財政運営が維持できるよう努力してまいります。

次に、第9節、広域連携を強化するについてを申し上げます。

平成31年度においても、引き続き、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏定住自立圏、三県境地域創生会議の3圏域の広域連携に参加し、関係市町と相互の機能の補完と連携を図り、多様なニーズに対応したサービスを効率的に提供できるよう、広域的な観点から取り組んでまいります。

以上、申し上げました結果、平成31年度当初予算は、一般会計129億5,674万6,000円。特別会計13会計合わせて82億8,700万4,000円。水道事業会計5億7,708万3,000円。全15会計合計で218億2,083万3,000円でございます。

以上、平成31年度の町行財政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策を申し上げさせていただきました。

これからも、住民の皆様が将来にわたって安全・安心に暮らせる町行財政運営を目指して、引き続き、精一杯努力を続けてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様に、心からご支援とご協力を、お願いを申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君）

以上で施政方針の説明は、終わりました。

議長（山本幹雄君）

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第5．議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第6．議案第4号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第5に入ります。

日程第5及び日程第6を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について及び、日程第6、議案第4号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更及び議案第4号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

篠山市においては、平成30年11月18日に「市名を丹波篠山市に変更することについて」の賛否を問う住民投票が執行され、その結果、賛成多数となりました。

これを受けて、平成30年11月27日の第117回篠山市議会臨時会において、市の名称を変更する条例案が提出され、賛成多数により可決されたことから、条例施行日である平成31年5月1日をもって、市の名称を篠山市から丹波篠山市に変更することとなりました。

本規約の改正は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成31年5月1日付で篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約中の市の名称を変更することについて協議をするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第3号及び議案第4号につきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第5、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第6、議案第4号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第4号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第4号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第5号 町道路線の認定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第7、議案第5号、町道路線の認定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第5号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
町道路線の認定、1路線を、上程をさせております。
整理番号1万557番、路線名、山田旧道線（やまだきゅうどうせん）は、県道上福原佐用線の改良工事に伴う旧道部分の移管により町道認定をしようとするものでございます。

以上、町道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第5号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第5号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8．議案第6号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第8、議案第6号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第6号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行う上で必要な事務費に充てる費用といたしまして、共済加入者に賦課するものであります。

平成31年度の内訳といたしまして、賦課総額757万6,820円、賦課単価につきましては、各共済事業の共済金額に対する割合で賦課するものであり、水稻共済割を1,000分の2.7。麦・畑作物共済割を1,000分の5。家畜共済割の死亡廃用共済を1,000分の3。疾病傷害共済を1,000分の30。園芸施設共済割を1,000分の2の割合に設定しようとするものであります。

佐用町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第6号、農業共済事業事務費の賦課
総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第7号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第9、議案第7号、町有財産の無償貸付けについてを
議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第7号、町有財産の
無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

おねみ滝谷オートキャンプ村は、平成21年度から一般財団法人大阪市青少年活動協会
へ無償貸付けを行っておりましたが、平成29年度をもって貸し付けの辞退を申し出られ、
現在は運営団体の無い状況であります。

このたび貸付の相手方となるNPO法人森のわんぱく冒険塾は、これまで大阪市青少年
活動協会と連携して事業を実施しているNPO法人で、保育園児から小学生を対象に年間
を通して活動実績のある青少年育成活動団体でございます。

平成30年の7月から8月にかけてキャンプ場の試験利用を認めましたが、その利用に
際して事故等の問題や運営上の支障となる事案もなく、施設の利用状況も良好でありまし
た。

施設の貸し付けに当たっては現状のままで貸し付けを行い、管理運営に必要な費用は、
借り主の負担といたします。

青少年の健全育成が目的であるNPO法人の運営となることから、当面の5年間、無償
貸付けとするものであります。

以上、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6
号の規定により、議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第7号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しており

ますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 試験利用については、我々も報告を受けましたけれども、石井の皆さん、試験利用ですから、多分、長い期間ではなかったと思うんですけども、石井の皆さんの理解というか、あるいは、たくさんの小さな子供さんが見えになったというふうに聞いているんですけども、私も人を介してお会いしたことがありまして、雨の日の対応なんかについて、申し出というか、便宜をとというようなことを言われたことがあったんですけども、そのあたりについては、何か聞かれておられますでしょうか。

石井の皆さんの受け入れですね、というようなところについては、特段、問題ないというか、いかがでしょうか。そのあたりは。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり石井というか奥海の集落が、直接関係をしております。奥海集落として、なかなかこれを管理できないという中で、そうした団体に貸し付けをして、10年近くやってきたわけです。

そういう中で、奥海の皆さんも、せっかくああした施設があって、それも、その目的に沿った活用をしてもらいたいという要望があります。

そういう意味で、必要な時には、奥海の皆さんも支援もしていただいておりますし、新たに、この7月、8月、昨年使いましたけれども、そうした子供たちの声が聞こえるということで、特段、私のほうには問題点等は何も耳に入っておりませんし、私は、奥海の皆さんも期待をされているというふうに感じております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） 姫路とかで活動をされていると、かなりたくさんの子供たちがキャンプ場として使っているということと、姫路でしたか、神岡でしたか、それから、智頭でしたかにも、その土地を購入されているというふうなことで聞いておりますけれども、もう一度、その時、7月、8月の試験利用の時に、説明も聞いたと思うんですけども、活動状況、活動実績みたいなどころについて、もう少し詳しく、わかりましたら教えていただきたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） この案件は、委員会のほうで審議をいただくことになっております

ので、その時に、担当のほうから、そろえる範囲内の資料を用意させていただけたらというふうに思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 1年間を通じての活動計画というのは、役場のほうへ提出されておりますか。そして、その中で、やはり例えば、奥海集落との一緒になっての何か交流会とかはあるのでしょうか。そこらへんについて、お示してください。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう点についても、次の委員会の中で、また、当然、資料、NPO法人のほうから、ある程度お聞きして報告をさせていただけるようにします。

ただ、奥海集落との活動と言っても、奥海集落自体が、もう子供さんもいらっしゃらない高齢者で、高齢化して、もう全然、なかなか実際に、そういした一緒に活動ができないという状況であることは、もう十分、議員もご存じのとおりだと思います。

ですから、そうした集落との交流とか、そういうことについて、あまり負担のかかるようなことは申し上げることはできません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか。ほか質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第7号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10. 議案第8号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第10、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、長時間労働の是正措置としまして、民間においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外労働の上限規制等が導入され、本年4月1日から施行されることとなっております。また、国家公務員におきましても、昨年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされており、4月1日より適用すべく準備が進められております。地方公務員におきましても例外ではなく、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、佐用町におきましても超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講じるものであります。

具体的な内容につきましては、規則に定めるといたしておりますが、次の3点について規定をいたします。

まず、1つ目は一般的な業務を行っている部署での超過勤務命令の上限は、1カ月45時間、1年360時間といたします。

2つ目に、業務量、業務の実施時期、業務遂行に関する事項を自ら決定することができない、いわゆる他律的業務の比重が高い部署の上限は、1カ月100時間未満、1年720時間といたします。

3つ目に、特例措置といたしまして、大規模災害の対応等重要な業務であって特に緊急に対応することを要する業務については、上限の規定の適用を除外することとします。

国と同様に本年4月1日から施行するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第8号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第8号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11. 議案第9号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第11、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま、上程をいただきました議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本町におきましては、現在、55歳に達した職員は翌年1月の昇給から通常4号の昇給のところを2号に抑制し昇給させているところでございます。今回、管理職で55歳以上のものの昇給の停止を実施するものであります。

国、県におきましては、平成26年1月1日までに55歳の昇給停止を実施しており、兵庫県全体では、本町を含め9市町が未実施ではありましたが、近隣の市町は、既に実施しておりますので、本町におきましても昇給停止を実施するものでございます。

以上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第9号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第9号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第10号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12、議案第10号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第10号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例は、佐用町が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の指定を受けてい

ることにより、町内で製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備等を新設、増設した者について、償却資産、家屋等の固定資産税を免除することについて規定をしたものであります。

課税免除の根拠となっている過疎地域自立促進特別措置法が、平成33年3月31日限り、その効力を失ういわゆる時限立法であるため、本条例の失効期限も、これと合わせる必要があるため、附則第4項を改正するものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第10号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第10号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13. 議案第11号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第13、議案第11号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第11号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年4月から団員定員を1,000人と定めておりますが、3年が経過した平成31年4月1日現在の団員見込み数は887人となり100人以上の乖離が生じる予定でございます。これは、毎年団員の退団に伴う新入団員の確保が難しい現状であることが原因となっております。

今後も定員を確保できる見込みがないため消防団本部と協議をし検討した結果、今回定数の改正を行い900人に減らすことになりました。今後は、女性消防団員や消防協力員の募集を行い、団員確保に努めるとともに、火災時における初期消火ができるような体制づくりを目指したいと考えております。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） 消防団の皆さん、非常に、ほとんど毎週、訓練ですか、出ていらっ
しゃっています。本当に頭の下がる思いなんです、緊急の場合の消防団、いわゆる出動
回数、これ年間どのくらいあるものか。
そして、また、この定員を減らして、果たして消火活動とか、そういったものに支障を
来すことはないのか。その点を、ちょっと、お伺いしたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 年間の火災件数につきましては、その年度によって多少変わ
りますけれども、今年に入ってから住宅火災1件あったような状態でございます。大体年
間出動回数につきましては、3、4回かと思えます。

ただ、各分団については、年1回とか、全然出動しない分団もあつたりします。

ただ、やはり、いつ、どこで、そういった火災が発生して、出動を要請するかわから
ない状況でございますので、機器の点検、それから、先ほどおっしゃっていただきました
ような訓練等につきましては、各分団、欠かさずやるようお願いしております。

人数につきましては、どうしても人口の減少によって若者の数が減ってきております。
そういったことを算出していきますと、物理的に入団していただける数が、今後、減っ
ていくということになりますので、そういった部分につきましては、先ほど、答弁にあり
ましたように、女性消防団員の確保、もしくは消防協力員という方をお願いして、消防
団の活動についての支援をお願いしております。

協力員の方につきましては、現在、227名ということで、年々協力をしていただける
方は増えているという状況でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第11号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 11 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 12 号 佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部改正につきまして、提案のご説明を申し上げます。

当基金は、目的を町営住宅等の共用施設の整備に限定して、平成 13 年に旧佐用町において制定され、合併以後活用をしておりません。

ただし、平成 23 年度に、水害による兵庫県の河川復旧工事に伴う、旧久崎住宅用地の土地売却収入 5,700 万円余りを当基金に積み立てており、現在の基金残高は 6,800 万円余りとなっております。

このたび、当基金を、住宅の共用施設のみならず、時代のニーズにあわせ町営住宅等の全般的な整備及び除却も含めた最適な配置等に効果的に活用できるよう改正いたしたく、提案いたしましたので、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 12 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 13 号 佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例について

日程第 16. 議案第 14 号 佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例について

日程第 17. 議案第 15 号 佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 15 に入ります。

日程第 15、日程第 16 及び日程第 17 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例について、日程第 16、議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例について、及び、日程第 17、議案第 15 号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例、議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例、及び議案第 15 号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例の廃止につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例の廃止についてでございますが、当基金は、平成 5 年に国の方針に基づき旧 4 町において設置をされました。当初は、果実運用型基金として、農業交流事業などに利用いたしておりましたが、最近では、利率の低下により年間の運用益が数万円程度となり、合併以降使用いたしておりません。現在は、国県の新たな施策を有効に活用し、ソフト・ハード両面から農業の活性化に取り組んでおります。

つきましては、当基金を廃止し、一般会計に繰り入れし、一般財源として昨年度の水害による農林業災害の復旧等に生かしてまいりたいと考えます。

続きまして、議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例の廃止についてでございますが、当基金は、旧佐用町において制定したもので、その使用は、関係自治体で設置する智頭急行株式会社の赤字補填を主な目的とした智頭鉄道運営助成基金への拠出に限定をされており、取締役自治体の 3 県、6 市町村において本町のような基金を設けている自治体は本町以外に上郡町のみであります。

つきましては、当基金を廃止し、公共施設等整備基金に積み立てることで、各駅舎や駐車場の改修・整備など有効に活用し、公共交通機関の良好な運営に取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、議案第 15 号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例についてでございますが、当基金の使用は、歯科保健センターの整備及び診療経営の著しい悪化の補填に限定されたもので、平成 29 年度末で歯科保健センターの通常診療を終了し、合わせて歯科保健特別会計も廃止した現在にあっては、当基金の必要性は認め難い状況になりましたので、このたび、これを廃止するものでございます。

以上、第 13 号から 15 号までの基金の廃止につきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 15 号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願ひします。

それでは、日程第 15、議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号、佐用町ふるさと水と土保全対策基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 16、議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 町長の答弁の中で、ちょっと確認したいんですけども、この基金の設置目的としては、設置としては、鉄道事業法第 3 条の規定に基づき鉄道事業を經營する智頭鉄道株式会社の經營を助成し、もって地域の開發と公共交通の維持確保に資するため、鉄道経営対策事業基金を設置するということ。

町長のところでは、赤字に対する使用だというふうになりましたけど、この中では、經營全体の支援をするということでもいけるんじゃないかと、使用としては、一般会計なりに入れて、駅舎なりの改築にも使えるということですけども、經營全般の支援ということであれば、確認したいのは、赤字だけに使える基金なのかどうか。その点、ちょっと確認したいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 広く言えば經營ということですね。赤字という状態の中でも、そうした支援をしなければならない時に備えて、基金を置いたということです。

私も、これ長く、智頭急行の建設から經營に携わっておりますけれども、当初、全国的に、こうした三セクの鉄道というのは、赤字經營が常態化して、智頭急行においても經營

的に非常に厳しいだろうというような見方もあったわけです。

実際に、そういう中で、こうした基金をつくったということではありますが、実際、経営に入っていきますと、全国でもまれな黒字の現在経営ができているという状況になりました。

そういう中であっても、この智頭急行の運営については智頭急行株式会社が行いますが、その各市町にあります駅舎の整備や管理については、そうした沿線の自治体が行うということになっております。

そういう意味で、現在、佐用町内にも4駅あるわけです。その経営的に、今、支援をするというような状況ではありませんし、逆に駅舎等については、かなり維持管理に経費がかかっております。

そういう意味で、この基金は取り崩して、公共施設の基金のほうに繰り入れて、町の公共施設全体としての整備や維持等の経費に活用したほうが有効だという考えで、廃止をさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） これまでについては、そしたら、赤字になったこと、智頭急行、町長言われたように、経営状況はよいですから、今まで、この基金の使用をされたことがないのかということと。

それから、沿線自治体では上郡だけが基金を置いているということですがけれども、上郡の状況は、基金については、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 他の町なので、直接、上郡町に問い合わせたりはしておりませんが、上郡の基金置いているのは、金額としては360万円ほどのわずかです。

この基金については、兵庫県として関係しているのは上郡と佐用町ということで、当時、そうした一緒に協議したのかどうか、私も記憶がないんですけれども、ほかの岡山県、鳥取県側のところは、こうした基金は設けておりませんでした。

そういう中で、上郡町も、当然、金額も少ないので、これをどうされるのか、そちらの町の考え方、こちらが、どうのこうの言えませんが、それは、あまり協議する必要もないかなという感じはします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

10番（金谷英志君） これまでの状況。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまで使ったことないです。当然。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

10 番（金谷英志君） はい。

議長（山本幹雄君） はい、ほか質疑ありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1 番、金澤君。

1 番（金澤孝良君） 赤字になった時の補填ということだったんですけど、これからの将来、非常に智頭急行も順調に利益が上がっているようなんですけど、万が一、そういうことがあった時には、また、別途協議されるとかいう場合もある可能性があるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 将来の原因については、私は何とも言いかねますけれども、わかりませんし、当然、沿線自治体だけではなくて、その関係の銀行とか、交通機関の会社等が、この商工会、株式を保有しております。

そういう中で、この沿線の、この交通機関として、今後、これを維持管理していくというのは、これ兵庫県も、鳥取県、岡山県、そこが大きな株主になっておりまして、自治体が、非常に強く関与しておりますので、もし経営が成り立たない、できないような状況になれば、その時点で、佐用町だけではない、全体で、協議をして、どう支援をしていくかということは、当然、あり得ることです。

他のそうした三セクなりというような、そうした行政が関与している鉄道、全国的なものにつきましては、そうした非常に大きな赤字が出た場合等の対策としては、それぞれの自治体が補填をしているというようなこともあるわけです。

今のところは、非常にありがたいことに、智頭急行は、経営的には安定をしているということですので、今の中で、基金等について心配する必要がないというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほか質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号、佐用町鉄道経営対策事業基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 15 号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この歯科保健センター運営基金の廃止の関係について、歯科保健センター運営協議会では、協議されたんでしょうか。その点、伺います。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 今回の基金の条例の廃止につきましては、運営協議会のほうでは協議をしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例について、反対の討論を行います。

佐用町南光歯科保健センター運営基金は、南光歯科保健センター運営に要する経費に充てるために設置されております。

南光歯科保健センターは、条例で予防医療の普及を図り、住民の健康を増進するために設置するとされております。

昨年、3 月議会では、介護保険法に基づく居宅療養管理指導も追加されたところです。

予防と治療を併設する、このセンターの活動は地域歯科保健活動として、口腔の保健の改善と全国的な 8020 運動の推進のモデルとして役割を果たしてきたとして、業績が評価され 2016 年に国内で最も権威ある保健文化賞を受賞したところです。

ところが、昨年、町は一般診療事業を廃止しました。しかし、予防や啓発事業、訪問診療、定期検診など、住民の健康づくりに寄与する活動を充実する。こういうことは行うことになっております。

乳幼児からお年寄りまで、全ての町民の歯科予防を定着させるために、この基金の活用

が必要であり、基金条例を廃止することには反対いたします。

議長（山本幹雄君）　　ほか討論ありますか。

〔石堂君　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　8番、石堂君。

8番（石堂　基君）　　議案第15号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の提案につきましては、先ほどの提案説明どおり、従来特別会計として運営をされていた歯科保健センターの会計上の財政補填、いわゆる赤字補填、並びにセンターの整備を目的として、この基金が設置をされてきました。

これまでの経過どおり南光歯科保健センターにおける一般診療は、もう既に終了し会計上の存続はありません。

今後、このセンターが負うべき予防事業については、衛生費等で十分に対応されているところであり、あるいはセンターの維持補修、これらについても、今後、出てくる内容については、先ほど来出ています公共施設の基金等の充当も十分にできる内容であり、一般会計から全て賄われる内容でありますので、この基金については、もう既に、その目的を終了し、廃止の一途をたどること、これを認め賛成の討論といたします。

議長（山本幹雄君）　　ほか討論ありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第15号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第15号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、多数です。よって、議案第15号、佐用町南光歯科保健センター運営基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を11時20分からとします。

午前11時03分　休憩

午前11時20分　再開

議長（山本幹雄君）　　休憩を解き、会議を再開します。

日程第18. 議案第16号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 休憩に続いて、日程第 18、議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、町立小中学校嘱託医の報酬額を改定するものでございます。

この報酬額については、佐用郡医師会との協議によって、兵庫県立学校医の報酬額を 1 年遅れで適用するといたしております。平成 30 年度に兵庫県立学校医「耳鼻科医」の報酬額が改定をされました。そのため、町立小中学校嘱託の「耳鼻科医」に対する年額報酬を平成 31 年度に、17 万 3,000 円から 17 万 4,000 円に改定するものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 17 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 19、議案第 17 号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律が、平成 31 年 4 月 1 日に施行され、併せてその関係法令が改正されるのに伴い、町の関係条例について必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例に規定をされている一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件及び佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例で規定されている水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学校教育法の改正により新設される専門職大学の前期課程の修了者についての規定を追加するものでございます。

また、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例については、学校教育法から引用されている条項改正されることに伴い、所要の整備を行うものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 18 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 20、議案第 18 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法等の改正により、新たに、共生型サービスが設けられたことに伴うものでございます。

共生型サービスとは、障害のある方が 65 歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくする。

また、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用を図る。

以上の観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢の方、障害のある方が、共に利用できるサービスとして、介護保険、障害福祉それぞれに位置づけられたものでございます。

条例改正の中身につきましては、先ほど申し上げました共生型サービスの種類のうち、デイサービス、また、そのうちの、地域密着型通所介護の指定につきましては、町の権限に属するものでございますので、改正後の条例第 4 条第 1 項に、その指定基準を追加規定するものでございます。

ご承認賜りますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 18 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 21、議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 21、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改

正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、公営住宅の使用料の債権を、私法上の債権として整理し、延滞金の規定について改正するものでございます。

公営住宅の使用料の債権は、相手方との契約により発生する債権であるため、他の多くの自治体と同様に、私法上の債権として整理をすることが適切と判断をし、延滞金の規定を削除するものでございます。

関連する条例は、佐用町営住宅条例、佐用町営特定公共賃貸住宅条例、佐用町営定住促進住宅条例の 3 件で、同様の内容でありますので、併せての提案をさせていただきます。

ご承認、賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 19 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 22. 議案第 20 号 佐用町夜間照明施設条例を廃止する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 22、議案第 20 号、佐用町夜間照明施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町夜間照明施設条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の対象施設であります、佐用中学校グラウンドにある夜間照明施設は、平成 28 年度以降、利用の申し込みがございません。そのため、事実上、停止状態にあるこの施設

を廃止し、維持管理経費の削減を図ろうとするものでございます。

なお今後、夜間照明施設の希望があった場合は、機能を備えた同様の施設である若あゆグラウンド、または上月グラウンドを利用させていただくこととなります。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 議案第20号を質問させていただきます。

今の提案説明にもあったように、施設の今後の利用というのは、全く見込んでいない状況であるので、施設自身、照明塔であるとか、あるいは操作室であるとか、そういうふうなものの後処理というのは、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 本日、こうして承認をいただければ、また、この撤去等について、検討、当然、積算をして、また、議会のほうに提案をさせていただきたいと思っております。

当初予算には、見込んでおりません。来年度の中で、計画をして、補正なり、また、次年度、次の予算に計上させていただくというような形で、考えていきたいと思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほか、質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第20号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第20号、佐用町夜間照明施設条例

を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 21 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議案第 21 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案のご説明を申し上げます。

12 月の議会において一部改正をいたしました佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の 4 月 1 日施行に当たり、水道法第 3 条中「上水道事業」は給水人口 5,000 人以上の水道事業に定義されており、上月簡易水道事業に事業変更し、公営企業法を適用する「水道事業」としたことに伴い関連する条例を整理し改正するものでございます。

改正内容につきましては、「上水道」を「水道」に改める改正でございます。

なお、端的な「上水道」と「下水道」の区別を強調するような部分に関しましては改正不用と判断をいたしております。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 22 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 24、議案第 22 号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令が、平成 31 年 4 月 1 日に施行されるに伴い、水道法施行規則が併せて改正されるため、関連する佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、水道事業布設工事監督者の資格要件の 1 つとして、技術士法の規定による第 2 次試験のうち、上下水道部門に合格した者で、1 年以上の実務経験を有する者とございますが、この第 2 次試験の選択科目から「水道環境」を削除するとの改正でございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 佐用町職員の中で、こういう資格を持っていらっしゃる方は、何人いらっしゃいますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。

現在、上下水道課の職員の中では、水道技術管理者の資格を持っておる者は、2 名ございます。

ただ、経験年数とか、そういうようなので、資格を受けなくても資格と同等の扱いができるというものもございます。

ですから、現在の上下水道課では3名おります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほかないですか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第22号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第22号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第22号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第23号 佐用町債権管理条例の制定について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第25、議案第23号、佐用町債権管理条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第23号、佐用町債権管理条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本条例は、佐用町が保有する税、保険料、使用料及び貸付金など多様な債権の適正な管理を行うため、債権の管理責任を明らかにするとともに、それぞれの債権に適用される法令等の規定を整理し、債権管理に必要な台帳の整備、滞納者情報の利用、強制執行や滞納処分、債権放棄等に関する全庁的な統一したルールを定めるものでございます。
本条例に基づき、町の債権の管理の適正化を図ることで、町民負担の公平を確保し、円滑な財政運営に資することを目的とするものでございます。
ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第23号につきましては、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 23 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、佐用町債権管理条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後 1 時 15 分とします。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 01 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 26. 議案第 24 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について

日程第 27. 議案第 25 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 28. 議案第 26 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 29. 議案第 27 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 30. 議案第 28 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 31. 議案第 29 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 32. 議案第 30 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 33. 議案第 31 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 34. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について

日程第 35. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 昼休憩に続いて、日程第 26 に入ります。

日程第 26 から日程第 35 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 26、議案第 24 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）についてから、日程第 35、議案第 33 号、平成

30年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第24号から議案第33号、今年度の一般会計並びに特別会計の補正予算につきまして、一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第24号、佐用町一般会計補正予算案（第6号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,590万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,782万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、4,120万円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税は、それぞれ3,750万円、760万円、175万円、50万円の増額。町たばこ税は615万円の減額。各税目において収入見込みによるものでございます。

地方交付税は708万1,000円の増額で、普通交付税の調整率分の復活交付でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金50万円の増額。

使用料及び手数料につきましては、140万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、1,430万1,000円の減額で、うち、国庫負担金は824万7,000円の減額。国庫補助金も605万4,000円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

県支出金につきましても、6,271万8,000円の減額となり、うち、県負担金、県補助金、委託金において、それぞれ231万3,000円、6,018万円、22万5,000円の減額で、いずれも各事業の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入563万5,000円の増額で、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて、利子を、補正をいたしております。

寄附金につきましては、759万9,000円の減額。ふるさと応援寄附金は、収入見込み額に応じて減額をいたしております。

繰入金につきましては、3億1,642万7,000円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は122万9,000円の減額。基金繰入金は3億1,519万8,000円の減額で、財政調整基金繰入金は2億9,734万2,000円の減額、災害復興基金繰入金は、被災町道整備事業など各充当事業の精査により減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入17万8,000円の減額となっております。

町債につきましては、1億5,050万円の減額でございます。

過疎地域自立促進事業債は、ソフト事業にかかる追加配分額を増額。義務教育施設整備事業債は、小学校・中学校の空調整備事業の財源を国の補正予算債から合併特例債にかえたことによる補正でございます。そのほかにつきましても、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。予算書3ページをご覧ください。

総務費につきましては、5,974万9,000円の減額で、うち、総務管理費は4,726万9,000円の減額、事業の精査によるものでございます。主なものといたしまして、財産管理費の工事請負金の減額、電子計算費の電算システム機器購入費の減額などがございます。徴税費、選挙費、統計調査費は、それぞれ723万7,000円、503万1,000円、21万2,000円の減額でございます。

民生費につきましては、8,858万8,000円の減額で、うち、社会福祉費、児童福祉費と

もに、事業の精査によるものでございます。それぞれ 6,164 万 7,000 円、2,694 万 7,000 円の減額となっております。国民年金事務取扱費は 6,000 円の増額でございます。

衛生費につきましても、5,264 万 6,000 円の減額で、うち、保健衛生費、清掃費ともに、事業の精査によるもので、それぞれ 2,455 万円、2,809 万 6,000 円の減額となっております。

農林水産業費につきましては、2 億 2,292 万 7,000 円の減額で、うち、農業費は 2,933 万 2,000 円の減額でございます。林業費は 1 億 9,359 万 5,000 円の減額で、木材集出荷施設整備費におきまして、クリーンセンター焼却棟取壊し事業の工事請負金を 1 億 5,000 万円減額いたしております。そのほか、町単独造林事業補助金、治山事業補助金の減額など、各事業の精査によるものでございます。

商工費につきましては、56 万 2,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、6,316 万 1,000 円の減額でございます。うち、土木管理費は 5 万円の増額。道路橋梁費は 5,259 万 5,000 円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みによる減額をいたしております。住宅費は 1,061 万 6,000 円の減額となっております。

消防費につきましては、1,205 万 1,000 円の減額で、各事業の実績見込みによるものでございます。

教育費につきましては、3,869 万 8,000 円の減額で、うち、教育総務費は 46 万円の減額、小学校費は 13 万 1,000 円の増額、中学校費は 2,109 万 1,000 円の減額。それぞれ、精査によるものでございます。社会教育費、保健体育費におきましても、それぞれ 1,389 万 2,000 円、338 万 6,000 円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

災害復旧費につきましては、3,773 万 4,000 円の増額となり、農林水産施設災害復旧費は 565 万 5,000 円の減額であります。公共土木施設災害復旧費は、事業費精査の結果、4,338 万 9,000 円の増額となっております。

公債費につきましては、利子の不用額を減額し、繰上償還の原資として、元金を 1,700 万円増額いたしております。

諸支出金につきましては、474 万 1,000 円の増額でございます。うち、公営企業費は 2 万 5,000 円の増額。基金費も 471 万 6,000 円の増額で、利子の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。予算書 5 ページをご覧ください。

情報通信網整備事業 3,816 万 8,000 円、高齢者福祉施設整備事業は朝霧園移転改築事業にかかる土地購入費 1,844 万 6,000 円、道路改良事業は 3,500 万円、社会資本整備事業は橋梁の修繕事業 3,870 万円、公共土木施設災害復旧事業は昨年 7 月豪雨の災害復旧事業費 3,760 万円でございます。

公立学校空調設備整備事業につきましては、12 月議会の補正予算におきまして、繰越金額を議決いただいておりますが、このたび、入札により契約額が確定をいたしましたので、繰越額を補正するものでございます。

以上、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございますが、第 3 表、債務負担行為補正によりまして、説明をいたします。予算書 6 ページをご覧ください。

上月農産物処理加工施設・直売所の指定管理委託につきまして、平成 31 年度、平成 32 年度の 2 カ年で限度額 400 万円を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更でございますが、第 4 表、地方債補正によって、説明をいたしま

す。同じく予算書 6 ページをご覧ください。

過疎地域自立促進事業は、追加認定により、限度額を 1 億 6,900 万円に改めます。農業生産基盤整備事業、公共土木施設災害復旧事業につきましては、事業費の精査により限度額を増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 25 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,394 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 999 万 8,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、952 万 4,000 円の増額で、実績見込みによるものでございます。

県支出金につきましては、8,967 万 3,000 円の増額で、内訳は普通交付金 5,967 万 3,000 円、特別交付金 3,000 万円で実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、5,000 円の増額で、保険給付費準備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、3,525 万 6,000 円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、特別調整交付金算出に係る結核精神レセプト抽出に関する業務委託 306 万 8,000 円の増額でございます。

保険給付費につきましては、5,987 万 3,000 円を計上し、内訳といたしまして、療養諸費 4,957 万 3,000 円、高額療養費 1,030 万円、それぞれ実績見込みにより増額でございます。

保健事業費につきましては、特定健康診査委託料 100 万円を実績見込みにより減額いたしております。

基金積立金につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金で、5,000 円の増額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金で、200 万円増額で、不当利得及び第三者行為に係る普通交付金の返還金で実績見込みによるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 26 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 782 万 9,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

諸収入は、償還金及び還付加算金で 5 万 1,000 円の増額でございます。

次に、歳出であります。諸支出金は、5 万 1,000 円の増額で、保険料還付金でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 27 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,578 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 4,442 万 7,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 391 万 3,000 円に改めるものでござ

います。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、598 万円の増額で、現年度分保険料の実績見込みに基づくものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 9,000 円の増額、認定審査会受託金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 1 万 9,000 円の増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、318 万 1,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては 646 万 8,000 円の増額で、法定負担分の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金におきましては 964 万 9,000 円の減額で、給付費の実績見込みに基づく調整交付金の減額が主なものでございます。

支払基金交付金につきましては、2,543 万 5,000 円の減額。これにつきましても、実績見込みでございます。

県支出金につきましては、1,099 万円の減額でございます。うち、県負担金におきましては 1,058 万 9,000 円の減額、県補助金におきましては、40 万 1,000 円の減額。それぞれ実績見込みに基づいたものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入におきまして 2 万 8,000 円の減額。介護保険給付費準備基金預金利子の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 215 万 9,000 円の減額でございます。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、85 万 9,000 円の減額で、うち、総務管理費におきましては 4 万 5,000 円の減額でございます。介護認定審査会費におきましては 81 万 4,000 円の減額で、認定調査費等、実績見込みに基づく減額でございます。

保険給付費につきましては、4,006 万 7,000 円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては 4,765 万円の減額。介護予防サービス等諸費におきましては 372 万 4,000 円の増額。特定入所者介護サービス等費におきましては 385 万 9,000 円の増額となっております。それぞれ、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、286 万 3,000 円の増額であります。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては 367 万 5,000 円の増額となり、一般介護予防事業費におきましては 34 万 2,000 円の減額。包括的支援事業費におきましては 27 万 5,000 円の減額。任意事業費におきましては 20 万 3,000 円の減額。その他諸費におきましては 8,000 円の増額となり、それぞれ、事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、227 万 8,000 円の増額となっております。

続いて、サービス事業勘定についてご説明させていただきます。

予算書 19 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧くださいと思います。

歳入でございますが、サービス収入につきましては、88 万 7,000 円の増額、予防給付費収入及び介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、一般会計への繰出金 88 万 7,000 円の増額でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 28 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 145 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,055 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、2,100万円の減額で、生活扶助費と施設事務費でございます。

寄附金につきましては、1万9,000円の増額。一般寄附金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,977万円を増額いたしております。

諸収入につきましては、24万2,000円の減額でございます。うち、受託事業収入におきましては20万円の減額。雑入におきましては4万2,000円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして145万3,000円の減額。施設管理費など、実績見込みに基づくものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第29号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,772万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,788万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、実績による増加でございます。

使用料及び手数料につきましては、検査手数料の増加。

繰入金につきましては、精算見込みにより一般会計繰入金を、1,528万6,000円減額しております。

諸収入につきましては、雑入5万9,000円の増額。

町債につきましては、1億7,530万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、1億8,772万9,000円を減額しており、うち、管理費におきましては2,094万4,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。建設改良費におきましては、実施されなかった国道179号線自歩道設置に伴う支障管移設工事や通信設備改良工事など24件の工事の精査による1億6,678万5,000円の減額でございます。

次に、第2表、繰越明許費補正をご説明いたします

簡易水道事業費の、建設改良費、工事請負費として水道施設通信設備改良事業1億7,093万2,000円を地方自治法第213条に規定する繰越明許費を設定するものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第30号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案について、提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,619万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,621万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、実績による増加でございます。

使用料及び手数料につきましても実績によるものでございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金5,270万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債6,970万円の減額で、対象事業費の精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、1億1,619万7,000円を

減額し、うち、管理費におきまして、消費税確定申告に伴う減額 275 万 6,000 円が主なものでございます。事業費におきましては 1 億 1,344 万 1,000 円の減額で、うち、委託料として 1,174 万 8,000 円の減額、三日月浄化センター改築事業などの公共下水道事業実施設計委託料にかかる精算見込みによるものでございます。工事請負費におきましては 1 億 169 万 3,000 円の減額で、上月処理区管渠布設工事など 10 工事の精算見込みが主なものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表の繰越明許費補正によって、説明をさせていただきます。

公共下水道事業費の委託料として三日月浄化センターの前処理施設実施設計委託料、汚泥設備実施設計委託料合わせて 1,600 万円。工事請負費として三日月浄化センターの水電気処理設備工事、上月処理区管渠布設工事を合わせて 610 万円を、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、平成 30 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 340 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページ。

使用料につきましては、15 万円の増額で、グループ用ロッジ使用料の増額によるものでございます。

繰入金につきましては、社会保険料負担分 4 万 8,000 円の増額によるものでございます。

諸収入につきましては、18 万 9,000 円の減額で、家族用ロッジ宿泊料 25 万円の増額、天文台公園運営委託金のうち、運営費 43 万 1,000 円の減額が主なものであります。

次に、歳出についてでございますが、教育費につきましては、9,000 円の増額でございます。内容につきましては、社会教育総務費におきまして、共済費 2 万円の増額。グループ用ロッジ運営費におきましては 17 万円の増額で、消耗品費 16 万 5,000 円の増額が主なものでございます。天文台公園運営費におきましては 18 万 1,000 円の減額で、消耗品費 13 万 4,000 円の増額、電気料 117 万円の減額、修繕料 39 万 5,000 円の増額、シルバー人材センター等業務委託料 10 万 9,000 円の増額、備品費 54 万 9,000 円の増額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,453 万 7,000 円といたしております。

まず、予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘費で総額に変更はございませんが、笹ヶ丘荘管理運営費において、清掃業務等委託料の増額に伴う歳出予算の組みかえをいたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、平成 30 年度事業計画の精算見込みを確定させるものであり、道路改良事業等による支障管移設工事において、協議調整の結果、見直し等を行ったことによる補正が主なものでございます。

まず、予算書1ページをご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、水道事業収益の第1項、営業収益を5万9,000円の増額。第2項、営業外収益を873万7,000円の増額。第3項、特別利益を1,623万5,000円を増額して、水道事業収益の総額を2億1650万5,000円に改め、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を4,012万7,000円増額し、水道事業費用の総額を2億7,043万8,000円に改めるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入の第1項、企業債を1億1500万円の減額。第3項、他会計負担金を300万円の減額。第4項、他会計補助金を822万4,000円を減額し、資本的収入の総額を1億1,468万5,000円に。支出の第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を1億2,025万9,000円減額し、資本的支出の総額を1億7,953万6,000円に改めるものでございます。

次に、第4条の予定支出の各項の経費の金額の流用において、人件費を除き流用額を改めるものでございます。

最後に、第5条、他会計からの補助金については、基礎年金拠出金分45万9,000円とあるのを47万9,000円に補正をいたしております。

以上で、水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第24号から議案第33号までの平成30年度各会計補正予算案につきまして、それぞれ十分ご審議をいただき、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第24号から議案第33号までにつきましては、3月13日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

-
- 日程第36. 議案第34号 平成31年度佐用町一般会計予算案について
日程第37. 議案第35号 平成31年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第38. 議案第36号 平成31年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第39. 議案第37号 平成31年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第40. 議案第38号 平成31年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第41. 議案第39号 平成31年度佐用町朝霧園特別会計予算案について
日程第42. 議案第40号 平成31年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
日程第43. 議案第41号 平成31年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
日程第44. 議案第42号 平成31年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
日程第45. 議案第43号 平成31年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第46. 議案第44号 平成31年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第47. 議案第45号 平成31年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
日程第48. 議案第46号 平成31年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について
日程第49. 議案第47号 平成31年度佐用町石井財産区特別会計予算案について

日程第 50. 議案第 48 号 平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 36 に入ります。

日程第 36 から日程第 50 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 36、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 50、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 34 号から議案第 48 号の平成 31 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算案の提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 34 号、平成 31 年度佐用町一般会計予算案の提案の説明を行います。

予算書、第 1 条のとおり、平成 31 年度の一般会計予算の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 129 億 5,674 万 6,000 円、対前年度比 5 億 3,223 万円、4.3 パーセントの増額でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、町民税をはじめとする 5 つの項の合計で 21 億 3,930 万 1,000 円を計上し、対前年度比 2,827 万円の 1.3 パーセントの増でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、平成 30 年度の交付実績及び、総務省から示された平成 31 年度 地方財政対策に基づき数値を計上させていただいております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする 3 つの項の合計で 1 億 4,170 万円を計上、対前年度比 2.1 パーセントの減でございます。森林環境譲与税 1,600 万円は、国の新たな制度として平成 31 年度から追加されております。

利子割交付金は、420 万円で 82.6 パーセントの増。

配当割交付金は、1,400 万円で、21.7 パーセントの増。

株式譲渡所得割交付金は、1,240 万円、287.5 パーセント増となり、また、地方消費税交付金は、3 億 980 万円で、0.4 パーセント増でございます。うち、社会保障財源化分は 1 億 2,850 万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,350 万円で、5.2 パーセントの減。

自動車取得税交付金は、3,130 万円、44.2 パーセント減を計上いたしております。

環境性能割交付金は、平成 31 年 10 月からの自動車取得税の廃止に伴い、新たに設けられる予算項目で、平成 31 年度は 1,701 万 4,000 円の歳入を見込んでおります。

地方特例交付金は、2 つの項の合計で 3,732 万 3,000 円、対前年度比 554.8 パーセントの増でございます。うち、子ども・子育て支援臨時交付金は、新規費目でありまして 2,629 万 3,000 円を見込んでおります。これは、国の施策として実施をされる平成 31 年 10 月からの保育料無償化に伴う、交付金でございます。

地方交付税につきましては、53 億 4,000 万円、対前年度比 3.9 パーセント減を計上いたしております。国が示す、平成 31 年度地方財政対策では、地方交付税総額は、16 兆 2,000 億円、対前年度比 1.1 パーセントの微増でございますが、施政方針でも申し上げましたと

おり、算定替増加額の段階的縮減措置によって、平成 31 年度は縮減率が 70 パーセントに上昇し、昨年度と比べて理論上約 1 億 4,000 万円余りの減額となります。このような要因により、普通交付税は、前年度から 1 億 6,867 万 8,000 円減の 48 億 9,000 万円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は、前年同額の 400 万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金及び負担金の合計で 6,322 万 1,000 円、対前年度比 12.5 パーセント減を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料及び手数料の合計 2 億 3,657 万 2,000 円、対前年度比 4.9 パーセント減を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする 3 つの項の合計で 6 億 2,971 万 3,000 円、対前年度比 0.4 パーセント増を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする 3 つの項の合計で 9 億 1,550 万 5,000 円、対前年度比 13.4 パーセント増を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入及び財産売払収入の合計で 6,190 万 2,000 円、対前年度比 14.2 パーセント減でございます。

寄附金につきましては、1,210 万 1,000 円、対前年度比 59.8 パーセント減を計上しており、ふるさと応援寄附金は 1,200 万円の収入を見込んでおります。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で 1 億 9,665 万円、対前年度比 62 パーセント減を計上しており、繰越金につきましては、1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする 5 つの項の合計で 1 億 6,784 万 3,000 円、対前年度比 3.2 パーセント減を計上いたしております。

町債につきましては、25 億 7,870 万円、対前年度比 58.8 パーセント増を計上しております。

次に、歳出でございますが、まず、議会費につきましては、1 億 1,465 万 6,000 円、対前年度比 4.7 パーセント減を計上しております。

総務費につきましては、17 億 9,802 万 3,000 円、対前年度比 8.9 パーセント増を計上しております。うち、総務管理費は 15 億 9,575 万 7,000 円。主な事業として、4 K・8 K 対応の情報通信設備の整備を進めてまいります。徴税費 1 億 2,769 万 1,000 円。戸籍住民登録費 3,913 万 7,000 円。選挙費は 2,467 万 3,000 円で、参議院議員選挙費などを計上いたしております。統計調査費は 958 万 8,000 円。監査委員費は 117 万 7,000 円でございます。

次に、民生費につきましては、38 億 6,988 万 5,000 円、対前年度比 28.2 パーセント増を計上いたしております。うち、社会福祉費は 29 億 8,898 万 7,000 円。主なものとしたしまして、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 2 億 1,419 万 2,000 円、介護保険特別会計繰出金 4 億 2,700 万 7,000 円、外出支援サービス事業委託料 1,746 万円、外出支援事業助成金 1,900 万円などを計上しております。また、朝霧園移転改築事業 8 億 1,847 万 1,000 円もここに含めて計上いたしております。次に、児童福祉費は 8 億 7,096 万 9,000 円。主なものとして、出産祝い金 420 万円、乳幼児等医療費 6,080 万 6,000 円、保育園の運営には 5 億 4,287 万 2,000 円、子育て支援センターの運営には 2,309 万 2,000 円を計上し、地域子育て支援拠点事業など、継続して進めてまいります。国民年金事務取扱費は 962 万 9,000 円。災害救助費は、30 万円でございます。

次に、衛生費につきましては、11 億 4,159 万 7,000 円で、対前年度比 9.3 パーセント減を計上しております。うち、保健衛生費は 6 億 9,195 万 4,000 円で、主なものとしたしまして、救急医療等確保対策助成金 750 万円、郡病院群輪番制運営事業補助金 2,481 万円、

簡易水道事業特別会計繰出金 1 億 907 万円などがございます。また、風疹などの予防接種追加補助などを新たに予算化した予防接種委託料 5,500 万円、がん検診委託料 1,744 万 4,000 円などもここに計上させていただいております。清掃費は 4 億 4,964 万 3,000 円で、主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金 2 億 2,574 万 2,000 円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、10 億 8,744 万 8,000 円、対前年度比 2.6 パーセント減を計上しております。うち、農業費は 6 億 4,183 万 6,000 円。主なものといたしましては、農作物特産定着化対策費補助金 1,440 万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,380 万 6,000 円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金 1,123 万 5,000 円、農業の担い手確保補助金 3,000 万円などがございます。農地の保全については、町単独土地改良事業補助金 2,445 万円。また、多面的機能支払事業負担金は 8,200 万円で、町内全域を包括する新たな組織を立ち上げ、農地の維持・管理に取り組んでまいります。林業費は 4 億 4,561 万 2,000 円となり、主なものといたしましては、町単独造林事業補助金 4,072 万 8,000 円、森林保全間伐促進事業費補助金 1,000 万円など。また、新規事業としまして、森林経営管理事業委託料 1,000 万円を計上しております。これは、土地所有者の委託を受けて、条件不利地域などで、町が森林の保全・管理を担っていく事業でございます。また、平成 29 年度からの継続事業である木材ステーションさよう整備事業としてクリーンセンター焼却棟除却費用など 2 億 7,000 万円を計上しております。

次に、商工費につきましては、1 億 6,895 万 4,000 円、対前年度比 3.6 パーセント増を計上いたしております。主なものといたしまして、町商工会助成金 2,672 万円、新規起業・創業支援事業助成金 600 万円、町観光協会補助金 600 万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 3,672 万 7,000 円などがございます。

次に、土木費につきましては、16 億 6,938 万 8,000 円、対前年度比 32.4 パーセント増を計上しております。うち、土木管理費は 8,643 万 3,000 円。主なものといたしましては、土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業負担金 3,175 万円を計上しております。道路橋梁費は 10 億 1,204 万 2,000 円。道路維持に 2 億 714 万円、道路新設改良に 5 億 1,916 万円などがございます。河川費は 2,581 万 8,000 円。都市計画費は 3,529 万 7,000 円。下水道費は 4 億 4,976 万 3,000 円。住宅費は 6,003 万 5,000 円でございます。

次に、消防費につきましては、5 億 5,546 万 3,000 円で、対前年度比 9 パーセント減を計上いたしております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金 4 億 36 万 4,000 円を計上し、非常備消防では、消防団機動分団の車両 1 台の車両購入費 2,200 万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、8 億 9,029 万円、対前年度比 17.1 パーセント減となっております。うち、教育総務費は 1 億 5,433 万 6,000 円。小学校費は 1 億 7,130 万 7,000 円。中学校費は 9,692 万 9,000 円を計上いたしております。それぞれ、少子化対策として取り組んでいる副教材費相当を補助する子育て支援事業補助金などを計上しております。社会教育費は 2 億 3,621 万 3,000 円。主なものといたしまして、生涯学習振興費は、総額 978 万 8,000 円。町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費でございます。保健体育費は 2 億 3,150 万 5,000 円。社会体育施設の体育館、町民プール、給食センターなどの運営経費を計上いたしております。

公債費につきましては、13 億 4,264 万 4,000 円、対前年度比 28.2 パーセント減を計上しております。元金償還金 12 億 4,123 万 6,000 円、利子償還金 1 億 137 万 8,000 円でございます。

諸支出金につきましては、3 億 839 万 8,000 円、対前年度比 13.6 パーセント増を計上し、うち、公営企業費は 7,820 万 5,000 円。基金費は 2 億 3,019 万 3,000 円。一般会計の

各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000万円、毎年同額を計上しております。

続きまして、予算第2条、債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によりまして説明をさせていただきます。第2表の債務負担行為で、中小企業者支援事業資金融資利子補給につきまして、地方自治法第214条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条、地方債につきましては、7ページ、8ページの第3表の地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で25億7,870万円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、最初のページ議案の第4条、一時借入金につきまして説明をいたします。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を30億円に定めるものでございます。

最後に、議案の第5条、歳出予算の流用につきまして説明をさせていただきます。地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、平成31年度一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、平成31年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についてのご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,280万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入3,148万2,000円で、町有地であります中山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付けていますので、その用地賃貸料の合計が1,148万2,000円、また、組合への出資に対する配当金として2,000万円を、予定をしております。

繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金として1,000円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入4,132万1,000円で、組合へ貸し付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金7,280万3,000円で、一般会計への繰出金でございます。4,000万8,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000円の名目予算でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、平成31年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億351万9,000円といたしております。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、3億5,220万9,000円を計上し、対前年度比201万8,000円、0.6パーセント減でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税で3億5,122万円、対前年度比134万5,000円の0.4パーセント増となります。退職被保険者国民健康保険税で98万9,000円、同じく、336万3,000円の77.3パーセント減でございます。

一部負担金は、4,000円。

使用料及び手数料は、15万円でございます。

県支出金は、県補助金で保険給付費等交付金16億3,515万6,000円を計上いたしております。

財産収入は、10万1,000円で財産運用収入でございます。

繰入金は、2億1,419万3,000円を計上し、他会計繰入金は、一般会計から2億1,419万2,000円の繰り入れ、基金繰入金は1,000円の名目予算でございます。

繰越金も、1,000円の名目予算といたしております。

諸収入は、170万5,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は110万円、受託事業収入は1,000円、雑入は60万4,000円でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、3,188万9,000円を計上し、内訳といたしまして、総務管理費は、人件費・事務費として2,995万7,000円。徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収経費として171万2,000円。運営協議会費は21万8,000円。趣旨普及費は2,000円でございます。

次に、保険給付費につきましては、15億7,378万2,000円を計上し、内訳といたしまして、療養諸費は13億6,647万5,000円。高額療養費は2億106万円。移送費は2万円。出産育児諸費は420万3,000円。葬祭諸費は200万円。結核医療付加金は2万4,000円でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、5億4,410万8,000円を計上して、内訳といたしまして、療養給付費分は3億9,033万4,000円。後期高齢者支援金等分は1億1,600万2,000円。介護納付金は3,777万2,000円でございます。

次に、保健事業費につきましては、1,013万7,000円を計上し、特定健康診査等事業費は872万円。保健事業費は141万7,000円でございます。

次に、基金積立金につきましては、10万1,000円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上いたしております。

次に、諸支出金につきましては、350万2,000円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

次に、予備費につきましては、4,000万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金についての説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきましてであります。地方自治法第220条第2項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第37号、平成31年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億979万4,000円といたしております。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、2億460万1,000円を計上し、対前年度比885万7,000円、4.5パーセント増でございます。

使用料及び手数料は、1,000円で、督促手数料であります。

県広域連合支出金は、後期高齢者健康診査補助金等で191万1,000円でございます。

寄附金は、1,000円の名目予算であります。

繰入金は、9,911万6,000円で、全額が一般会計繰入金でございます。

繰越金は、335万円となっております。

諸収入は、81万4,000円を計上し、延滞金、加算金及び過料は2,000円。償還金及び還付加算金は81万円。雑入は2,000円でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、職員の人件費及び事務費 786 万 8,000 円を計上しております。保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費 279 万 6,000 円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金 2 億 9,820 万 9,000 円を計上しております。

諸支出金につきましては、82 万 1,000 円となっております。内訳といたしまして、償還金及び還付加算金は 82 万円。繰出金は 1,000 円でございます。

予備費は、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条の一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、平成 31 年度佐用町介護保険特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 6,624 万 1,000 円。サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 318 万 2,000 円と定めております。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 5 億 2,000 万 1,000 円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金 1,000 円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料、名目予算 1,000 円を計上しております。

国庫支出金につきましては、7 億 563 万 8,000 円を計上しており、うち、国庫負担金におきましては 4 億 5,106 万円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金におきましては 2 億 5,457 万 8,000 円で、介護給付費に係る調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、7 億 702 万 3,000 円を計上いたしております。

県支出金につきましては、4 億 118 万 1,000 円でございます。うち、県負担金におきましては、介護給付費に係る法定負担分 3 億 8,632 万 8,000 円を計上し、県補助金 1,485 万 3,000 円は、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 7,000 円を計上しており、これは基金の預金利子でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 2,700 万 7,000 円でございます。

繰越金につきましては、科目設定の 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、538 万 1,000 円を計上いたしております。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては 2,000 円。雑入におきましては 537 万 9,000 円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1 億 1,243 万 4,000 円でございます。うち、総務管理費におきましては 9,973 万 1,000 円で、人件費及び電算システム設定委託料などの事務費を計上いたしております。介護認定審査会費におきましては 1,172 万 2,000 円を計上し、主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費におきましては 18 万 2,000 円。地域支援事業費におきましては 79 万 9,000 円を、それぞれ計上しております。

保険給付費につきましては、25億7,657万7,000円を計上しております。うち、介護サービス等諸費におきましては23億6,195万9,000円で、在宅介護サービスなどの保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費におきましては4,939万1,000円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費におきましては180万9,000円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては4,581万6,000円でございます。特定入所者介護サービス等費におきましては1億937万7,000円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては822万5,000円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,110万5,000円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては3,790万円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費などを計上しております。一般介護予防事業費におきましては478万5,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費におきましては964万5,000円、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上いたしております。任意事業費におきましては1,865万1,000円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費におきましては12万4,000円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、261万3,000円を計上。介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては、51万2,000円。償還金及び還付加算金におきまして51万1,000円。繰出金におきまして1,000円を、それぞれ計上しております。

予備費につきましては、300万円を計上しております。

続いて、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、318万2,000円を計上しております。うち、予防給付費収入におきましては201万円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては117万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、27万7,000円を計上。うち、居宅サービス事業費におきましては16万4,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費におきましては11万3,000円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金290万5,000円を計上。一般会計への繰出金でございます。

次に、予算第2条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条の歳出予算の流用についてでございますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、平成31年度佐用町朝霧園特別会計予算案につきましてはの提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億700万8,000円と定めております。

まず、歳入からご説明をいたします。1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、9,971万6,000円、施設入所者に係る生活扶助費及び施設事務費でございます。

使用料及び手数料につきましては、行政財産使用料1万円でございます。

寄附金につきましては、科目設定 1,000 円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 669 万円でございます。

諸収入につきましては、59 万 1,000 円を計上し、うち、受託事業収入におきまして、短期宿泊事業 38 万 1,000 円。雑入におきましては 21 万円、自動車借上料、短期宿泊事業食事代などがございます。

続いて、歳出でございますが、民生費、老人ホーム費につきましては、1 億 696 万 8,000 円を計上しております。その内訳は、一般管理費 6,802 万 5,000 円と運営費 3,894 万 3,000 円で、人件費、施設管理費、入所者の生活費などがございます。

予備費につきましては、4 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてでございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、100 万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 40 号、平成 31 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げますが、その前に、簡易水道事業の概要を、説明をさせていただきます。

平成 30 年 4 月 1 日現在ですが、給水戸数 5,161 戸、年間総配水量 205 万 2,657 立米、日平均配水量 5,624 立米でございます。

それでは、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 2,722 万 2,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1,265 万 7,000 円を計上し、新規加入を 40 件、給水工事負担金 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3 億 5,524 万 5,000 円を計上し、使用料におきましては 3 億 5,481 万 8,000 円で、平成 30 年度の使用状況を勘案し、現年度分 3 億 5,209 万 8,000 円、滞納分として 270 万 9,000 円を見込んでおります。手数料におきましては 42 万 7,000 円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などがございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 20 万 8,000 円を計上し、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金 1 億 950 万 5,000 円で、内訳は一般会計繰入金 1 億 907 万円、財政調整基金繰入金 43 万 5,000 円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として 1,000 円を。

諸収入につきましては、雑入として 6,000 円を計上しております。

町債につきましては、建設改良費の財源として、簡易水道事業債 1 億 4,960 万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

簡易水道事業費につきましては、4 億 3,010 万 6,000 円を計上しております。

うち、管理費におきましては 2 億 5,504 万 7,000 円を計上し、主なものとして、一般管理費は 5,763 万 4,000 円で、審議会委員報酬、人件費及び公課費として消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では 1 億 9,720 万 5,000 円で、施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として 8,430 万 9,000 円を、役務費では、浄水施設等の電話回線使用料 235 万 7,000 円を、また、委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として 8,046 万 1,000 円を、工事請負費では、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、脱水機ろ布交換、送水ポンプ交換等で 1,608

万 2,000 円を、原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 1,309 万円などでございます。

建設改良費におきましては 1 億 7,505 万 9,000 円を計上し、主なものといたしまして、委託料の主なものは水道施設更新調査・設計業務として 1,697 万円、水道管移設詳細設計業務委託として 450 万円ほかを計上いたしております。工事請負費では、徳平・乃井野地内水道管布設替工事に 4,500 万円、第 3・第 4 水源浄水場膜モジュール更新工事に 1,019 万 7,000 円ほか甲大木谷地内水道管布設替工事や道路改良工事に伴う移設工事等に 9,550 万円などでございます。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で 1 億 9,701 万 6,000 円を計上いたしております。

予備費につきましては、10 万円でございます。

次に、予算第 2 条、地方債についてであります。同じく 2 ページ、第 2 表、地方債のとおり、簡易水道事業 1 億 4,960 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 41 号、平成 31 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 946 万 5,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、155 万 2,000 円を計上し、そのうち、負担金におきましては、6 件の新規加入と 1 件の工事負担金を見込み、155 万円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 2,527 万 8,000 円を計上し、そのうち、使用料におきましては 2 億 2,525 万 8,000 円で、施設使用料として、現年度分 2 億 2,276 万 4,000 円、滞納分 248 万 4,000 円を、行政財産使用料として 1 万円を見込んでおります。手数料におきましては 2 万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 3 億 1,086 万 5,000 円を計上し、生活排水処理施設の統廃合、下水道施設のストックマネジメント計画策定、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 4,976 万 3,000 円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計上しております。

町債につきましては、公共下水道事業債 3 億 2,200 万円を計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

公共下水道事業費につきましては、8 億 9,280 万 3,000 円を計上しております。

うち、管理費におきましては 2 億 2,085 万 5,000 円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費としては 5,089 万 6,000 円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経常経費でございます。現場管理費は 1 億 6,995 万 9,000 円で、需用費として、5カ所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料費などで 5,699 万円を。役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料等 689 万 3,000 円。委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として 8,849

万円を。工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、マンホールポンプ修繕、各施設の機械電気設備の補修工事等として 1,700 万円などがございます。

事業費におきましては、建設改良費として 6 億 7,194 万 8,000 円を計上し、内訳として、職員の人件費のほか、委託料では、ストックマネジメント計画に係る佐用浄化センターに係る改築実施設計の経費等 1700 万円を。工事請負費では、長寿命化計画に基づく三日月浄化センター改築工事、汚泥集約化に係る前処理施設建設ほか、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事及び国県道改良工事に伴う管渠移設工事等の 6 億 2,740 万円などがございます。

公債費につきましては、4 億 1,656 万 2,000 円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上させていただいております。

次に、予算第 2 条の債務負担行為につきましては、第 2 表、債務負担行為によりまして説明をいたします。第 2 表の債務負担行為では、三日月浄化センター汚泥処理設備改築工事につきまして、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものがございます。

次に、予算第 3 条、地方債について説明をいたします。同じく 2 ページ、第 2 表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業 3 億 2,200 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものがございます。

次に、予算第 4 条の一時借入金であります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものがございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 42 号、平成 31 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3,257 万 6,000 円に定めるものがございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、9,092 万 6,000 円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料 6,014 万 5,000 円、農業集落排水施設使用料 2,981 万 4,000 円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 96 万 6,000 円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 4,049 万円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入 73 万 4,000 円を計上し、検査事務手数料などがございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2 億 1,006 万 1,000 円を計上し、うち、浄化槽管理費におきましては 1 億 3,123 万 3,000 円で、光熱水費、ブローア交換、漏水修理の修繕料等の需用費に 1,665 万 4,000 円を。合併浄化槽の保守管理点検、11 条検査等の委託料として 9,931 万 6,000 円を。また、公課費として消費税納付額 1,500 万円などがございます。

農業集落排水施設管理費におきまして 7,582 万 8,000 円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関負担金等の経常経費に 1,844 万 4,000 円を。現場管理費では、処理場等の光熱水費、ポンプ・ブローア等の修繕料等の需用費に 2,642 万 6,000 円を。委託料として、浄化センター施設の管理、汚泥処理、機器点検整備等の各種委託料で 2,332 万 6,000

円を。工事請負費では、汚水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費 610 万円でございます。

農業集落排水施設事業費におきましては、300 万円で、管路施設設計業務の委託料として 200 万円。国・県道等のマス設置工事の工事請負費として 100 万円でございます。

公債費につきましては、2 億 2,241 万 5,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 43 号、平成 31 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 416 万 9,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、622 万 3,000 円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、27 万円で整備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1,372 万 5,000 円で、町負担の正規職員 2 人の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 8,395 万円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

教育費につきましては、社会教育費 1 億 359 万 8,000 円でございます。うち、社会教育費では、人件費 4,867 万 7,000 円を。グループロジック運営費では、町施設である野外活動センターの管理運営に伴う費用を 826 万 9,000 円。天文台公園運営費では、野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用 4,665 万 2,000 円を、それぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費 27 万 1,000 円を計上しております。

予備費につきましては、30 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条の一時借入金につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、平成 31 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,406 万 7,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 9,726 万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,672 万円 7,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 8 万円でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1 億 3,406 万 7,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第2条の一時借入金についてでございますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第45号、平成31年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、広山団地1区画、茶屋団地2区画、下徳久1区画の分譲及び、基金造成にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,268万8,000円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、2,220万6,000円で、うち、財産運用収入におきましては4万6,000円、財産売却収入におきましては2,216万円でございます。分譲価格は、昨年度と同額で、定住を促進するため、若者・子育て世帯を対象とした割引価格を広山団地、茶屋団地にて、設定をいたしております。

次に、繰入金につきましては、基金繰入金1,000円で、繰越金につきましては48万円でございます。

諸収入につきましては、雑入1,000円といたしております。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,256万円で、主なものは基金費でございます。

予備費につきましては、12万8,000円でございます。

町債元利償還につきましては、既に完済しておりますので、公債費につきましては、計上しておりません。

次に、予算第2条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第46号、平成31年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

平成31年度の収益的収入及び支出の予算額は、収入・支出とも1億8,978万5,000円で、対前年比71.9パーセントでございます。

主な事業内容につきましては、農作物共済におきまして、水稻、引受戸数1,150戸、引受面積69,821アール。麦、引受戸数12戸、引受面積3,000アール。

家畜共済、引受戸数19戸、死亡廃用共済の引受頭数5,220頭、疾病傷害共済の引受頭数4,100頭。

畑作物共済、大豆で引受戸数24戸、引受面積7,520アール。

園芸施設共済、引受戸数15戸、43棟を、それぞれ見込んでおります。

次に、勘定毎の収益的収入及び支出につきましては、農作物勘定は、401万8,000円、家畜共済勘定は1億4,613万5,000円、畑作物共済勘定では112万9,000円、園芸施設共済勘定は40万1,000円、業務勘定は3,810万2,000円となっており、家畜共済の対前年比が215パーセントと大きくなっておりますが、これは新規加入の事業者分を見込んでおるところであります。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金1,918万7,000円、共済事業加入者からの賦課金757万3,000円、県共済組合連合会からの損害防止助成金91万2,000円などがございます。

業務勘定支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金308万2,000円、一般管理費2,653万6,000円、損害評価費309万4,000円、損害防止費297万4,000円な

どでございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、平成 31 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 448 万円 4,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

繰越金につきましては、448 万 2,000 円で、諸収入 2,000 円につきましては、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございます。総務管理費につきましては、91 万円 5,000 円で、うち作業道整備事業負担金 50 万円でございます。

予備費につきましては、356 万 9,000 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明といたします。

次、最後に、議案第 48 号、平成 31 年度佐用町水道事業会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の業務の予定量でございますが、給水戸数 1,780 戸、年間総給水量 54 万 4,492 立米、一日平均給水量 1,492 立米、受託工事 1 箇所を予定しており、主要な建設改良事業は、水道管布設及び水管橋架替工事、道路改良に伴う水道管移設工事などであります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、2 億 2,920 万 2,000 円で、第 1 項営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で 1 億 912 万 5,000 円を、第 2 項の営業外収益は 1 億 2,006 万 5,000 円で、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金、預金利息等でございます。第 3 項、特別利益として 1 万 2,000 円を見込んでおります。

支出の第 1 款、水道事業費用におきまして、2 億 6,245 万 5,000 円で、第 1 項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、計装設備定期保守点検業務、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で 2 億 4,395 万 2,000 円を、第 2 項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で 1,830 万 9,000 円を、第 3 項の特別損失として 9 万 4,000 円を、第 4 項、予備費は 10 万円を計上しております。

次に、予算書 2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、資本的収入におきまして 2 億 6,035 万 7,000 円で、第 1 項、企業債は 1 億 2,900 万円、第 2 項、他会計出資金は 2,524 万 8,000 円で一般会計特別出資金でございます。第 3 項の他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金 300 万円、第 4 項、他会計補助金は、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金 310 万 8,000 円、第 11 項、投資有価証券受入金 1 億円を、予定をいたしております。

支出の第 1 款、資本的支出におきましては 3 億 1,462 万 8,000 円で、第 1 項、建設改良費は、道路改良工事に伴う送配水管路移設工事等の経費に 1,100 万円、櫛田地内の水道管布設替工事で 7,900 万円、双観橋、石井橋の水道管架替工事 5,000 万円を、予定をいたしております。

第 2 項では企業債償還金で 5,879 万 1,000 円を、第 3 項では投資有価証券購入に 1 億円を、予定をいたしております。

収入不足額 5,427 万 1,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第 5 条の企業債借入金につきましては、借入限度額を 1 億 2,900 万円、利率を 3 パーセント

ント以内と定めております。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度の借り入れ限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算書3ページをご覧ください。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分986万5,000円、起債利子補助分1,455万8,000円、建設改良に関するものとして310万8,000円、災害復旧債補助分841万3,000円、減価償却費補助分として1,223万3,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を107万6,000円と定めております。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第34号から議案第48号までの平成31年度当初予算につきまして、説明をさせていただきました。それぞれ十分ご審議をいただき、ご承認賜われますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第34号から議案第48号までにつきましては、平成31年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。

この件に関しましては、日程第51で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって議案第34号から議案第48号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第51. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第51、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成31年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第 52. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 52、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてありますが、委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において、互選する。」となっており、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。
佐用町議会、予算特別委員会委員長、西岡 正君。副委員長、児玉雅善君。
以上の両君が選任されましたので報告します。

日程第 53. 委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 53、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 0 5 分 休憩

午後 0 3 時 0 6 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 6 日から 12 日まで本会議を休会したいと思えますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、3 月 13 日午前 9 時 30 分より再開しますのでご承知おきくださるようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。西岡委員長、よろしく申し上げます。

予算特別委員長（西岡 正君） 自席から大変失礼します。
先ほども報告がありましたように、我々議会の中での慣例であります、前の席と後ろの席ということで、ずっと回っておるんですけども、私、去年も予算委員会委員長やっ

ておるんです。また、はや回ってきたのかなと思うんですけども、改選されると、また、元へ戻るらしいんです。それで、平岡さんが、この前、決算やっていただいて、また、予算、今年の決算は岡本議員ということで、流れがなっております。

どうか、皆さん方におかれましては、スムーズな予算審議の流れをご協力いただきたいと思いますし、また、適切妥当な答えが得られますよう、よろしく願いをいたしまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君）

それでは、御苦労さまでした。

午後03時07分 散会
